検査分類	検査内容	検査実施の有無	検査用機械器具	設置の 有無	代替する検査用機械器具の名称
微生物学的検査・	細胞培養同定検査		ふ卵器		
			顕微鏡		
			高圧蒸気滅菌器		
	薬剤感受性検査		ふ卵器		
			顕微鏡		
			高圧蒸気滅菌器		
免疫学的検査	免疫血液学検査		恒温槽		
	免疫血清学検査		自動免疫測定装置又はマイ		
			クロプ レート用ウォッシャー及びマイク		
			ロプ・レート用リータ゛ー		
血液学的検査	血球算定・		自動血球計数器		
	血液細胞形態検査		顕微鏡		
	血栓・止血関連検査		血液凝固検査装置		
	細胞性免疫検査		フローサイトメーター		
	病理組織検査		顕微鏡		
			ミクロトーム		
			パラフィン溶融器		
			パラフィン伸展器		
			染色に使用する器具又は		
			装置		
	免疫組織化学検査		顕微鏡		
病理学的検査			ミクロトーム		
			パラフィン溶融器		
			パラフィン伸展器		
			染色に使用する器具又は		
			装置		
	細胞検査		顕微鏡		
	分子病理学的検査		蛍光顕微鏡		
	生化学検査		天びん		
			純水製造器		
生化学的検査			自動分析装置又は		
			分光光度計		
	免疫化学検査		天びん		
			純水製造器		
			自動分析装置又は		
			分光光度計		
	血中薬物濃度検査		分析装置又は分光光度計		

法2条における 検査分類	検査内容	検査実施 の有無	検査用機械器具	設置の有無	代替する検査用機械器具の名称
尿・糞便等一般	尿・糞便等検査		顕微鏡		
検査	寄生虫検査		顕微鏡		
遺伝子関連・ 染色体検査	病原体核酸検査		核酸增幅装置		
			核酸增幅産物検出装置		
			高速冷却遠心機		
	体細胞遺伝子検査		核酸增幅装置		
			核酸增幅産物検出装置		
			高速冷却遠心機		
	生殖細胞系列遺伝子検査		核酸增幅装置		
			核酸增幅産物検出装置		
			高速冷却遠心機		
	染色体検査		CO ₂ インキュベーター		
			クリーンベンチ		
			写真撮影装置又は		
			画像解析装置		
各検査に共通で必要な機器			電気冷蔵庫		
			電気冷凍庫		
			遠心器		

※備 考

- 1. 検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもってこれに代えることができる。
- 2. 二以上の内容の異なる検査をする衛生検査所にあっては、検査用機械器具を兼用のものとすることができる。ただし、微生物学的検査をするために必要な検査用機械器具は、専用のものでなければならない。

検査業務については、上記のとおりです。

年 月 日

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鹿児島市保健所長 殿